

【第2部】

IX. QCBS方式－ランプサム型

QCBS方式については、2023年10月以降の公示より、ランプサム契約を導入します。価格競争とした費目の見積額をランプサムとして、そのまま契約金額とします。業務に係る経費を積算するに際し、競争参加者は、以下に記載される留意点を十分理解した上で、企画競争説明書を確認し積算を行ってください。

各費目の考え方は、第1部Ⅱ報酬、Ⅲ直接経費と同様になりますが、示している積算基準の範囲を超える提案を妨げるものではありません。また、見積書や契約交渉、精算等についても、基本的には第1部と同様になりますが、以下の点については違いがありますので、ご留意ください。

1. 見積書作成に係る留意事項

(1) 見積額の積算：

上述の通り、価格競争を行うため、企画競争説明書に示した全体の上限額内である限りにおいて、本ガイドラインで示している積算基準や金額の上限等の範囲を超える提案を妨げるものではありません。

2. 契約交渉における見積額の確認

(1) 価格競争とした費目：

契約交渉対象外とし見積金額を契約金額としますので見積根拠の提出は不要です。

(2) 価格競争以外の費目：

定額計上や別見積り分についても、契約交渉や案件実施期間中に受注者と発注者にて業務内容の合意がとれ、複数見積書にて価格の妥当性が確認できればランプサムとします。ただし、複数見積が確認できず、価格の妥当性を十分に確認できない場合は実費精算とします。また、店頭やインターネットで価格の確認・比較が可能なもので単価10万円を超えない場合は見積書の提出を省略します。

(3) 支払に係る確認事項：

部分払を行う場合は、契約交渉にて、中間成果品（報告書等）及び提出時期を確認し、提出までに応じた業務の進捗割合（％）を決めて契約書本体に明記します。

(4) その他留意事項：

- ① ランプサム金額のみの契約とした場合は、契約書の附属書Ⅲ「契約金額内訳書」は契約書への添付は不要となります。ただし、打合簿（契約開始にあたっての合意事項）に「契約金額詳細内訳書」を添付してください。
- ② 仕様書の不明点等の質問を受けた場合は、質問回答で明確化し、その結果を契約時

に特記仕様書に反映させる又打合簿（契約開始にあたっての合意事項）に記載し、受注者と発注者の双方の認識に齟齬が生じないようにします。

3. 精算に係る留意事項

（1）請求金額確定の方法

① ランプサム金額：

契約金額の内訳金額がそのまま請求金額となります。また、数量などの実績確認や証憑書類（領収書等）の提出は不要です。

② 実費精算金額：

証憑書類（領収書等）に基づき実費精算します。

（2）精算報告書の提出

① ランプサム金額のみの契約

精算報告書の提出は不要です。業務完了及びその検査に基づき、契約金額全額が、数量等の実績確認や実支出の確認（証憑書類等の確認）なしに支払われますので、検査合格後、速やかに請求書を提出してください。

② 実費精算金額が含まれる契約

精算報告書にランプサム金額も含めて記載し提出します。ランプサム金額分の費目は、契約金額をそのまま精算報告書に転記し、実費精算金額分は証憑書類に基づき精算報告書を作成し、実費精算分の証憑書類と併せて提出してください。

（3）「業務従事者の従事計画／実績表」について

「業務従事者の従事計画／実績表」は渡航回数及び日数のみを記載し（バーチャート表管理不要）、業務完了届と併せて提出します。精算報告書への添付は不要です。

4. 契約管理について

契約管理については、第2部X.一般競争入札（総合評価落札方式）3.契約管理と同様になりますので、そちらを参照ください。